

65歳雇用確保施策について

平成19年11月

D社(電気・ガス・熱供給・水道業)

1. これまでの再雇用嘱託制度(13年4月実施)の概要

1. 対象者

60歳定年退職者で業務上の必要があり、健康で意欲・能力のある者

2. 雇用年限

62歳まで（当時）1年更改

3. 職種

原則として単独遂行の定例業務

4. 給与

月額20万円＋賞与

5. その他

勤務箇所は退職時と異なる箇所で弾力勤務もあり

2. 65歳雇用確保策検討に際しての問題意識

1. 改正高年齢者雇用安定法への対応

厚生年金受給開始年齢の段階的引き上げで企業に65歳までの雇用確保義務

⇒法令遵守の観点から65歳雇用確保を達成する必要

2. 社員のニーズも踏まえつつ生き生き働ける雇用制度

⇒定年延長ではなく再雇用制度を導入

⇒各人のライフスタイルに対応しうる柔軟な雇用制度

⇒モチベーションの維持・向上のため、各人の業績を賞与に反映

3. 新しい65歳雇用の基本骨格

○雇用切替時期

再雇用制度により、**55～57歳の間で「従来どおり60歳で定年退職する」か、「60歳以降も就労する」**かを選択し雇用を切替え

○雇用形態

「60歳以降も就労する場合」は、グループ会社等への**転籍と当社再雇用の併存**

○呼 称

当社にて再雇用した場合は**A社員**と呼称（従来の社員は**B社員**）

○就業形態・付与業務

本人の能力や意向を配慮（週3日勤務など）

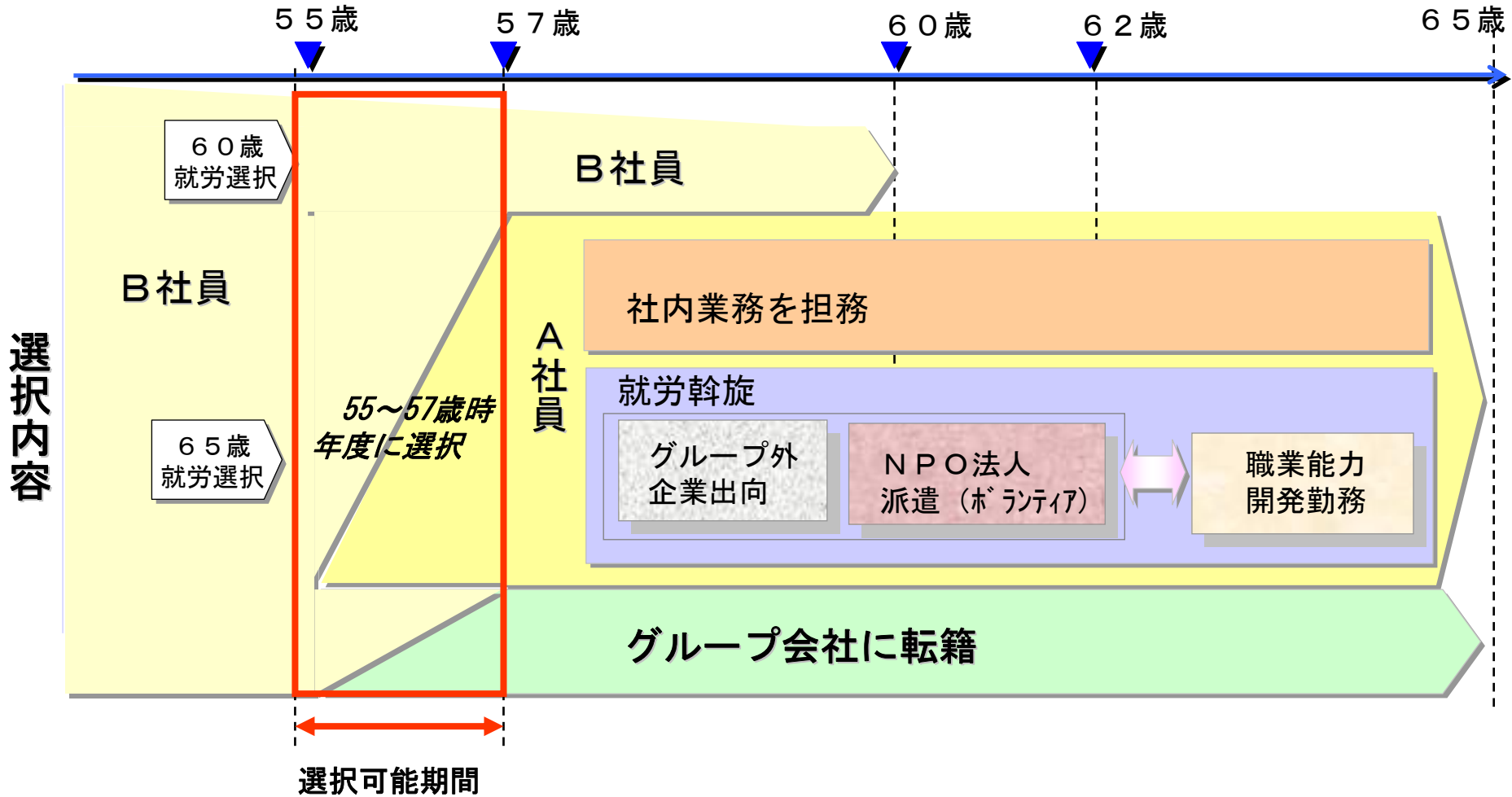
○雇用年限・契約期間

60歳までは継続雇用、60歳以降は1年契約（最長で65歳まで）

○制度導入時期

平成19年4月1日

参考：雇用切替の具体的な選択パターン



参考：雇用切替年齢の移行と雇用確保年限

入社年次		誕生年	雇用年限	H19末	H20末	H21末	H22末	H23末	H24末	H25末
大学卒	高校卒									
S42	S38	S19	62歳							
S43	S39	S20	63歳	62歳	63歳					
S44	S40	S21		61歳	62歳	63歳				
S45	S41	S22	64歳	*60歳	61歳	62歳	63歳	64歳		
S46	S42	S23		59歳	*60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	
S47	S43	S24	65歳	58歳	*59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
S48	S44	S25		57歳	58歳	*59歳	60歳	61歳	62歳	63歳
S49	S45	S26		56歳	57歳	*58歳	59歳	60歳	61歳	62歳
S50	S46	S27		55歳	56歳	57歳	*58歳	59歳	60歳	61歳
S51	S47	S28		54歳	55歳	56歳	*57歳	58歳	59歳	60歳
S52	S48	S29		53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
S53	S49	S30		52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳
S54	S50	S31		51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳

* 切替え時期

参考 再雇用とならないケース

〔健康状態〕

- 担務する業務に耐えうる健康状態にない者

〔服務・懲戒等〕

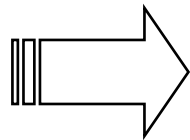
- 過去1年以内に欠勤、休職がある者
- 過去3年以内に故意または重過失によりけん責以上の懲戒実績がある者
 - 過去3年以内に人事考課の結果に基づく降級実績があり、かつ、その主たる要因が日常の服務態度不良にある者
 - 日常の服務態度不良について、人事考課の結果に基づく降級に関する改善勧告を受けながら改善が見られない者

4. 再雇用者の人数

19年度の再雇用者数とその内訳

A社員；約100名

転籍；約70名



対象者の約6割が雇用切替(再雇用)

5. 再雇用者（A社員）の労働条件（1）

（1）勤務形態、勤務日数、勤務時間

勤務形態	週の所定勤務日数	勤務種別	勤務時間
通常勤務（週5日勤務）	5日	通常、フレックス、三交替勤務	7時間40分
週4日勤務	4日	通常勤務	
週3日勤務	3日		
短日勤務	5日		5時間40分

（2）休日・休暇、休職制度

	内 容
休日	B社員に準ずる。 週4日および週3日勤務の場合は、事業所の長が個別に定めた日を休日に加える
普通休暇	B社員からの継続勤務期間に応じる。 原則として通常・週4日・短日勤務は20日、週3日勤務は13日。
特別休暇	原則としてB社員に準ずる。（療養休暇1年）
休職	育児 子が満1歳に達するまで
	介護 同一の被介護者につき通算して93日まで
	傷病 1年6ヶ月
欠勤	B社員に準ずる。

5. 再雇用者（A社員）の労働条件（2）

（3）賃金、諸手当、福利厚生等

	内 容
賃金	就労形態、業務の内容、勤務日数（時間）に応じて決定
退職金	不支給
企業年金	非加入
諸手当	時間外手当、当直手当などを支給
旅費・通交	原則B社員と同様
福利厚生 ※主な内容を抜粋	65歳まで：不測の事態への対応 生命保険、慶弔見舞等 カフェテリアポイント付与 60歳まで：個人の自助努力支援 財産形成等 適用外：住宅融資等
社会保険	勤務日数・時間に応じて加入。

6. その他制度

(1) 再雇用選択加算金の支給

60歳定年よりも早期に雇用切替する者に対し、所定の退職金に加算して支給

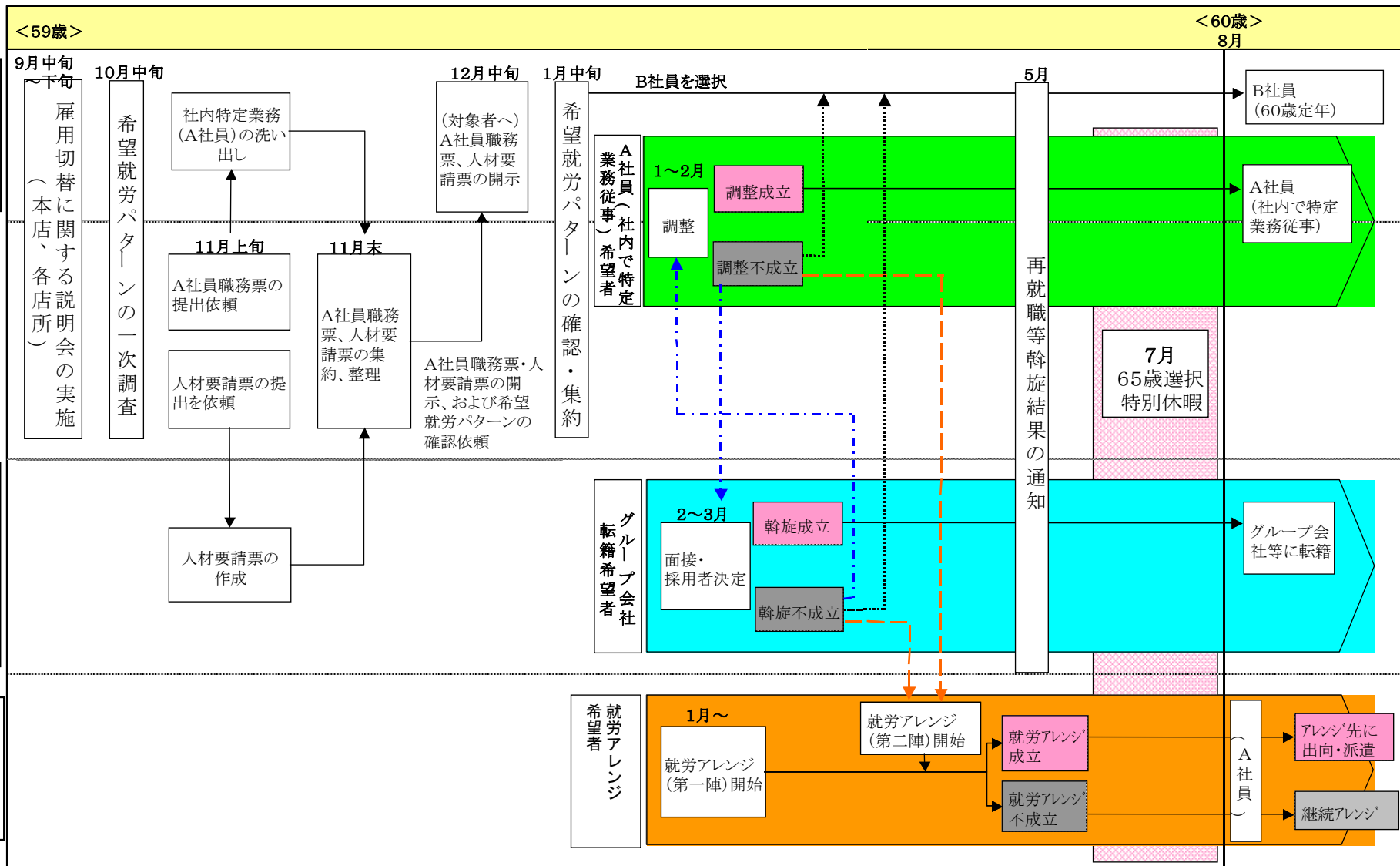
(2) 65歳選択特別休暇の付与

目的：60歳以降、気持ちを切り替えて新しい業務に取り組んでもらうため

対象：60歳以降の就労を選択した者

内容：雇用切替年度の7月1日から7月31日まで特別休暇を付与。

参考：19年度再就職斡旋のスケジュール



以上